

通達甲（交. 免本. 安）第27号
平成4年10月23日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

原付講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、原付講習実施要綱を制定し、平成4年11月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、原動機付自転車免許を受けようとする者に対する公安委員会の行う原動機付自転車の運転に関する講習（以下「講習」という。）が新設されたことに伴い、新たに要綱を制定し、講習の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 講習の計画責任者を安全運転学校長、実施責任者を府中運転免許試験場及び鮫洲運転免許試験場学科試験課長並びに島部警察署次長とした。
- 2 講習の委託先及び講習に従事する指導員の資格、要件等を定めた。
- 3 講習の内容及び実施方法を定めた。
- 4 講習の申込み方法及び事務手続について定めた。

別添

原付講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）を受けようとする者に対する公安委員会の行う一般原動機付自転車（以下「一般原付車」という。）の運転に関する講習（以下「講習」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

講習の実施については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、原動機付自転車の運転に係る能力の認定に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第18号）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 講習の実施体制

1 講習の計画責任者

運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、講習業務の総合的かつ適正な運営を図るため、運転免許本部運転者教育課長を講習計画責任者とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 関係所属、関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 講習の基本計画に関すること。
- (3) 講習指導員に対する教養に関すること。
- (4) 講習用教材の開発及び講習内容の改善に関すること。
- (5) 講習効果の検討に関すること。
- (6) その他講習業務の運営について必要な事項

2 講習の実施責任者

府中運転免許試験場長及び鮫洲運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）並びに島部警察署長（以下「島部署長」という。）は、講習業務を適正に実施するため、府中運転免許試験場長にあつては学科試験課長を、鮫洲運転免許試験場長にあつては試験課長を、島部署長にあつては次長を講習実施責任者（以下「実施責任者」という。）とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 講習の実施者に対する指導監督に関すること。

- (2) 受講者の多寡に応じた諸対策に関する事。
- (3) 講習場所の確保及び調整に関する事。
- (4) その他講習の実施について必要な事項

3 講習の実施者等

(1) 講習実施者

講習実施者は、試験場長、島部署長及び東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）から委託を受けて講習を行う者（以下「委託講習者」という。）とする。

(2) 講習指導員

試験場長及び島部署長は、講習指導員として適任と認める警察職員を指定するものとする。

なお、委託講習者に講習を実施させるときは、当該委託講習者に、次に掲げる要件に該当する者を指定させるものとする。

ア 年齢21歳以上の者である事。

イ 一般原付車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものである事。

ウ 一般原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者である事。

エ 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者である事。

オ 次のいずれにも該当しない者である事。

(ア) 講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過していない者

(イ) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していない者又は現に起訴されている者

カ その他、講習指導員としてふさわしい者である事。

第4 講習の実施方法

1 講習の対象者等

(1) 対象者

原付免許を受けようとする者とする。

(2) 場所

府中運転免許試験場、鯨洲運転免許試験場及び島部署長が指定する場所とする。

ただし、試験場長が必要と認めた場合は、これによらないことができる。

(3) 時期

講習は、原則として原付免許試験合格日に実施し、これによりがたい場合は、規則別記様式第16の5の「講習指定書」により受講日を指定して行うものとする。

(4) 時間

講習時間は3時間とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除く平日の午前及び午後に各1回実施するものとする。ただし、試験場長又は島部署長が実施する場合は、講習時間を除き、これによらないことができる。

2 講習科目

講習科目は、別表第1の「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」のとおりにする。

3 指導内容

講習における指導は、別表第2の「原付講習指導要領」及び別表第3の「原付講習の課題・コース設定基準」により実施するものとする。

4 使用車両及び教材

(1) 使用車両

講習に使用する一般原付車は、原則としてスクータータイプのものとし、必要に応じて変速ギア付一般原付車を併用するものとする。

(2) 教材

ア 教本

教本は、次の内容について、図、イラスト等を多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものとする。

(ア) 一般原付車の操作方法、走行方法等の運転の方法に関する知識（法規制の内容を含む。）

(イ) 一般原付車の運転の特性及び事故の特徴に関する知識

(ウ) 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

(エ) 危険予測、回避方法等の一般原付車の安全な運転に必要な実践的知識

イ 地方版資料

地方版資料は、次の内容を盛り込んだものとする。

(ア) 地域における道路交通の現状と交通事故の実態

(イ) 自動車等が故障した場合の措置及び連絡先等

(ウ) 交通事故に関する相談先一覧表

(エ) 運転免許に関する各種手続の案内（更新、失効、再交付、記載事項の変更

等の各種手続の受付日時、受付場所、受付要件、必要書類等を教示するもの)
(オ) その他都内の交通情勢等に関する事項

ウ 運転適性検査用紙

運転適性検査用紙は、一般原付車を運転する上で、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式で30問程度のもの）及びその回答に基づく指導内容が記載されたものとする。

エ 視聴覚教材

視聴覚教材は、一般原付車の操作方法及び走行方法並びに安全な運転に必要な知識等を内容とするものとする。

5 講習実施上の留意事項

講習の実施に当たっては、次の事項に留意し、講習目的が達せられるように配慮するものとする。

- (1) 技能指導は、受講者の技能程度により10名以内のグループを編成して行うものとし、1グループにつき講習指導員3名を基準とすること。
- (2) 教本、視聴覚器材等を有効に活用し、効果的に実施すること。
- (3) 講習指導員は、受講者には必ずヘルメット、手袋等を確実に着用させるほか、講習中における各種事故防止について特段の配慮をすること。

第5 受講申請の受理

受講申請の受理は、規則別記様式第16の5の「原付講習受講申請書」（以下「受講申請書」という。）の提出を受け、講習手数料を徴収の上、行うものとする。この場合、講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）等の定めるところにより、その適正を期すること。

第6 講習終了者に対する措置

講習を終了した者の申出により、施行規則別記様式第22の10の6の「原付講習終了証明書」を交付するものとする。

第7 講習結果の報告

- 1 試験場長は、委託講習者に講習を実施させたときは、毎月の講習実施結果を報告させるものとする。
- 2 試験場長は、毎月、講習実施結果を別記様式「原付講習実施結果通知書」により免許本部長に通知するものとする。
- 3 島部署長は、実施の都度、講習実施結果を原付講習実施結果通知書により免許本部長に通知するものとする。

第8 備付簿冊

試験場長及び島部署長は、講習日誌を備え付け、講習実施状況を記録するものとする
なお、委託講習者に講習を実施させたときは、当該委託講習者に講習日誌を備え付けさせ、講習実施状況を記録させるものとする。

別表第1（第4の2関係）

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分
			小計 10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方	10分
			小計 10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのたて方とおろし方	・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力が入らない姿勢 ・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方	3分
			2分
			5分
			2分
		小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲	10分
			2分
			12分
			5分
			5分
			5分
			5分
			5分
		小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避	3分
			2分
			8分
			7分
			4分
			15分
			10分
			10分
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション	15分
			20分
		小計	35分
閉講	1 閉講のことば 2 原付講習終了証明書の交付	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
			5分
		小計	10分
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計所要時間 180分

別表第2（第4の3関係）

原付講習指導要領

1 開講

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 開講のあいさつ 講習実施上の諸注意	(1) 講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、一般原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、一般原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	(1) 手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	(1) 着用の仕方について指導する。 ① 内部のあごひもの損傷有無を確認する。 ② あごひものを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ P S (C) マークか J I S マークの付いたものを使用する。	・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。 ・反射テープの付いたものを選ぶか、はり付けさせる。 ・転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶらせない。

2 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 装置の名称と取扱い	(1) エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	・まごつかずにできるようにさせる。
2 運転姿勢	(1) スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 ・腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する ・内腿で軽くシートを挟ませる。
3 アクセルとブレーキ	(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。	・指導員のかけ声にあわせて行う ・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 ・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる
4 スタンドの立て方、おろし方	(1) 路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをてこの利用で立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 ② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。	・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。

3 基本走行～バランスとスムーズな走行

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 発進と停止	(1) 直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ① 両足を路面につけて乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 ④ ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ) ① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 ③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。	・急な発進停止をさせない。 ・転回の時は、車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。 ・指導員のかけ声にあわせスタートさせる。

	④ 止まったら左足で車を支える。 ⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。	
2 スピードの調節	(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。 (2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンプレーキを併用して減速することを繰り返し行う。	・減速時はエンジンプレーキを併用させる。
3 8の字走行	(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。 ① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。 ② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。 ③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさからはじめ、徐々に半径を小さくする。 (2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。 (3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。	・アクセルを一定に保たせる。 ・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。 ・傾斜に対する不安をここで十分に排除。
4 カーブ走行	(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンプレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。 (2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返し行う。 (3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。 (4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンプレーキと前後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。	・曲がる方向に顔、目線向けさせる。 ・カーブでは、一定の速度で走らせる。 ・急なアクセルの開閉はさせない
5 徐行	(1) 交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。 ① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。 ② 徐行して進行する。 ③ 左右及び前方の安全確認をする。 ④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。	・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。 ・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。
6 狭路での安定走行	(1) 進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。 ① あらかじめその手前で十分に減速する。(5km/hくらい) ② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3～5km/h)	・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。 ・視線はやや前方に向けさせる。
7 視点・視野範囲	(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲(前方、後方、側方)の交通状況を把握することを指導する。 (2) コース設定基準に示すように一般原付車を配置し、Aの一般原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの一般原付車は映るが、Cの一般原付車は映らないことを確認させる。 (3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。 (4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。	・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。 ・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。

4 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。 ① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。 ② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。 ③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前に出す。 (2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。 (3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順をかけ声で指示し	・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。

	て行わせる。	
2 進路変更	(1) 進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する ① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。 ② 進路変更をしようとする側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 ④ 進路変更を完了したら合図をやめる。	・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。
3 交差点での安全走行	(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。 (2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。 ① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 右側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 ⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。 (3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。 ① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。 ② 交差点に近づくにしたがって、スピードを落とす。 ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。 ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。 (4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。 ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 左側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。 ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。 ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。 ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。	・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。 ・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・小回りによるふらつきに十分注意させる。 ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
4 交差点の優先順位	(1) 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。 ① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 ② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 ③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。 ④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 ⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。	・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する ・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。 ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
5 危険予知・危険回避	(1) 路上障害物(駐車車両、道路工事等)の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。 ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。 ② 緩やかに進路を右側に変える。 ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。 ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。 ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。 ⑥ 合図を戻す。 (2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。(渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア)	・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。 ・危険に対する予知能力を高める。 ・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。

5 安全運転の知識

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 運転適性検査	(1) 全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	(1) 映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

6 閉講

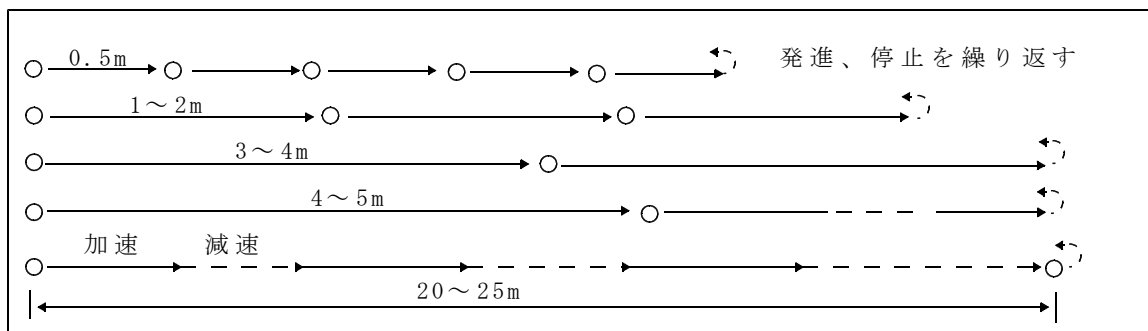
講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 閉講の言葉	(1) 自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	
2 原付講習終了証明書 の交付		

別表第3（第4の3関係）

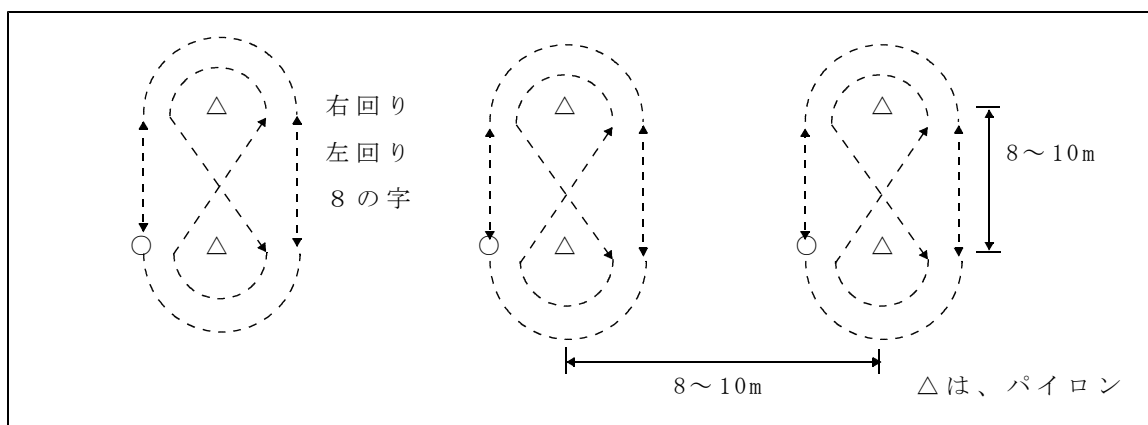
原付講習の課題・コース設定基準

1 基本走行の課題

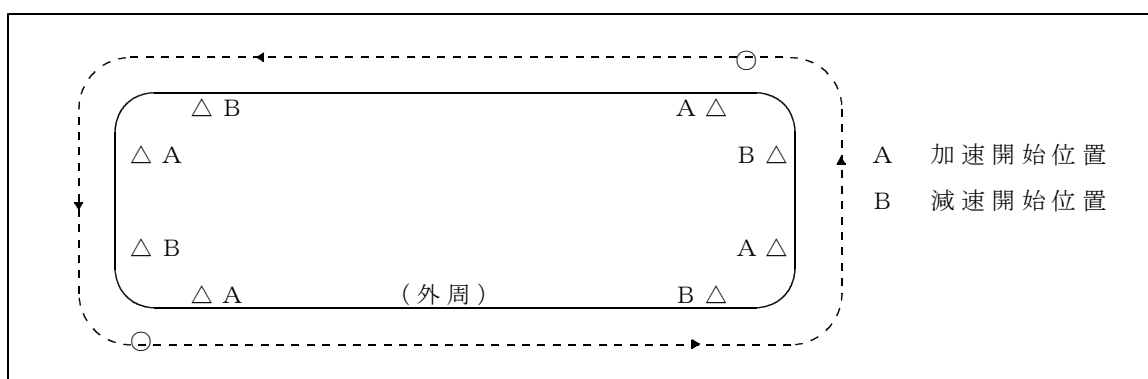
[発進、停止及びスピードの調節]



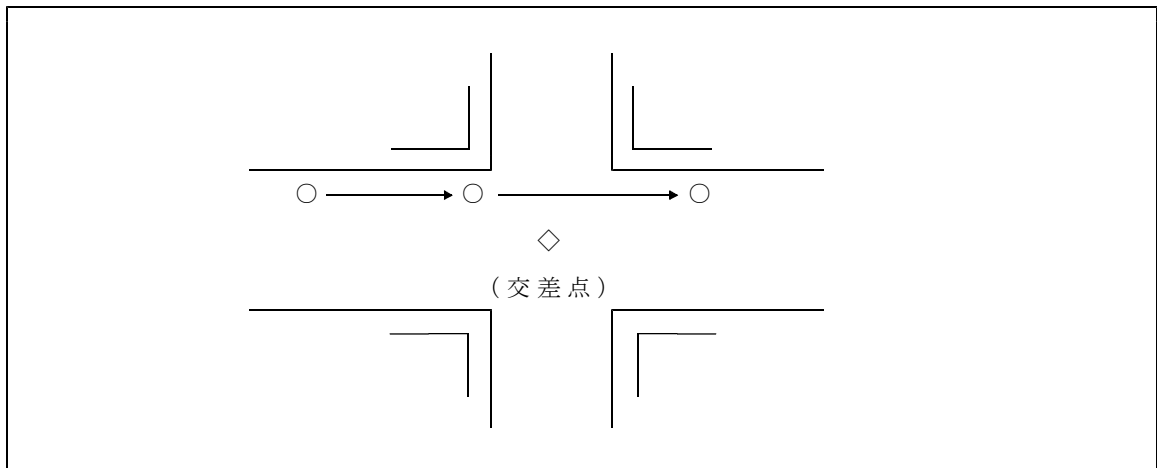
[8の字走行]



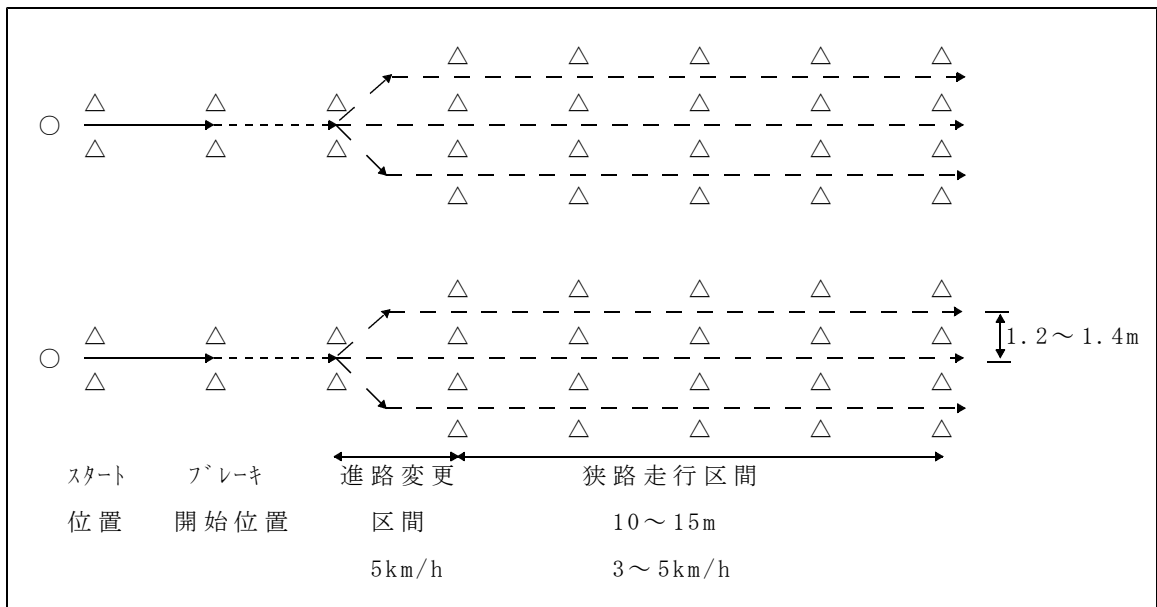
[カーブ走行]



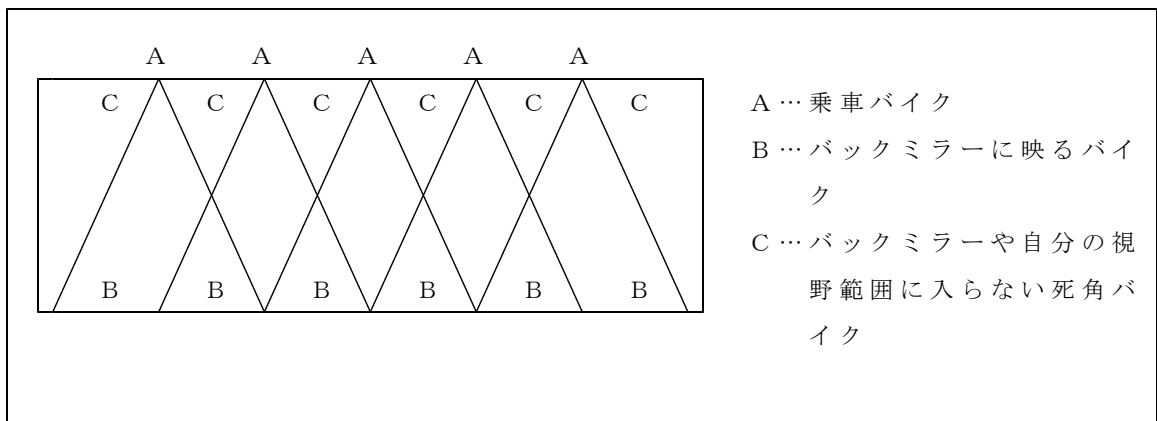
[徐行]



[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



2 応用走行の課題とコースレイアウト

